

第45回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会 会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第45回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第45回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）を開催するため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- （3）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）で組織する。

2 会長は、大阪府知事をもって充てる。

3 副会長は、大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長、岸和田市長及び泉佐野市長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 監事は、大阪府会計管理者、岸和田市会計管理者及び泉佐野市会計管理者をもって充てる。

6 顧問は、大阪府議会議長、大阪府議会環境産業労働常任委員会委員長、岸和田市議会及び泉佐野市議会の議長をもって充てる。

7 参与は、報道機関とし、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員等の職務）

第5条 会長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、会長のあらかじめ定める順序により、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。

6 参与は、大会の情報発信等、具体的運営方法に関し助言する。

（委員等の任期）

第6条 委員等の任期は実行委員会設立の日から第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 前項ただし書きの規定により報酬及び旅費を支給する場合には、大阪府職員の例に準じて支給する。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事、顧問及び参与をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会の企画及び運営に係る基本事項に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 幹事会に委任する事項に関すること。

(6) その他大会の開催に係る重要な事項に関すること。

5 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人若しくは書面による議決権の委任又は映像と音声によるウェブ会議システムの使用（代理人による使用を含む。）による議決権の行使ができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

7 監事、顧問及び参与は、代理人の出席又は映像と音声によるウェブ会議システムの使用（代理人による使用を含む。）により、総会に出席したものとみなす。

8 総会の議事は、出席した実行委員（第6項による出席を含む。）の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

10 会長は、必要があると認めるときは、映像と音声によるウェブ会議システムにより総会を開催することができる。

11 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

12 前項の規定による委員等以外の者への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

13 前項のただし書きの規定により報酬及び旅費を支給する場合には、大阪府職員の例に準じて支給する。

(会長の専決処分)

第9条 会長は緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条第4項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 幹事会

(幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事並びにオブザーバー（以下「幹事等」という。）をもって組織する。

3 幹事長は、大阪府環境農林水産部長をもって充てる。

4 副幹事長は、大阪府漁業協同組合連合会専務理事、岸和田市環境農林水産部長及び泉佐野市生活産業部長をもって充てる。

5 幹事及びオブザーバーは、会長が別に指名する者をもって充てる。

6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

7 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) その他大会の開催に関し、会長が必要と認める事項に関すること。

8 第6条及び第7条の規定は幹事等について、第8条第5項から第13項までの規定は幹事会について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項、第7条第1項並びに第8条第11項及び第12項中「委員等」とあるのは「幹事等」と、第6条第2項、第7条第1項及び第8条第9項から第12項までの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、第8条第5項、第6項及び第8項中「実行委員」とあるのは「幹事長、副幹事長及び幹事」と、第8条第7項中「監事、顧問及び参与」とあるのは「オブザーバー」と、第8条第5項から第11項までの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と読み替えるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第11条 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長のあらかじめ定める順序により、その職務を代理する。

(専門部会)

第12条 幹事会には、専門的な観点から審議を行うために幹事長が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、幹事長が指名する部会員（以下「部会員」という。）をもって組織し、幹事長が必要に応じて招集する。

3 専門部会の各部会長は、各部会員の中から互選によって決定し、会議の議長となる。

4 専門部会の部会長は、専門部会で審議した結果について幹事会に報告する。

5 第6条及び第7条の規定は部会員について、第8条第5項、第6項及び第10項から第13項までの規定は専門部会について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項、第7条第1項並びに第8条第11項及び第12項中「委員等」並びに第8条第5項及び第6項中「実行委員」とあるのは「部会員」と、第6条第2項、第7条第1項及び第8条第10項から第12項までの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、第8条第5項、第6項、第10項及び第11項中「総会」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

（部会長の職務）

第13条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 各部会長に事故があるとき、又は各部会長が欠けたときは、部会員の互選によって部会長代理を決定する。

第5章 事務局

（事務局）

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を大阪府環境農林水産部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

（経費）

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（事業計画、予算及び決算）

第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

（会計）

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（初年度にあっては、実行委員会設立の日）に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、次条第1項の規定により解散したときは、この限りではない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、大阪府の財務に関する諸規定に準ずるものとするほか、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成され総会において事業報告及び決算について議決を受けた後に解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、大阪府に帰属するものとする。

第8章 補則

(事故の処理)

第19条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得て、これを処理しなければならない。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、令和6年10月28日から施行する。

附則

1 この会則は、令和7年5月30日から施行する。

附則

1 この会則は、令和7年8月7日から施行する。

【別表】

	区分	組織名	役職	備考
01	会長	大阪府	知事	
02	副会長	大阪府漁業協同組合連合会	代表理事会長	水産団体
03		岸和田市	市長	
04		泉佐野市	市長	
05	委員	大阪府内水面漁業連絡協議会	会長	
06	(水産団体)	日本漁船保険組合大阪府支所	支所長	
—		(公財)大阪府漁業振興基金	代表理事	
07		大阪府漁協青壮年漁業者連絡協議会	会長	
08		(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所	理事長	
09	委員	大阪府農業協同組合中央会	代表理事会長	農業
10	(農林環境団体)	大阪府森林組合	代表理事組合長	林業
11		(公財)地球環境センター	理事長	環境
12	委員	(公社)関西経済連合会	会長	地域経済
13		大阪商工会議所	会頭	地域経済
14		(一社)関西経済同友会	代表幹事	地域経済
—		大阪府商工会議所連合会	会長	地域経済
15		大阪府商工会連合会	会長	地域経済
16		(公財)大阪観光局	理事長	観光・外食
—		(一社)KIX 泉州ツーリズムビューロー	理事長	観光・外食
17		(一社)大阪外食産業協会	会長	観光・外食
18		(公社)大阪府栄養士会	会長	食育
19		関西エアポート(株)	代表取締役社長	交通
20		西日本旅客鉄道(株)	代表取締役社長	交通
21		南海電気鉄道(株)	代表取締役社長	交通
22		(一社)大阪バス協会	会長	交通
23		(一社)大阪タクシー協会	会長	交通
24	委員	大阪市	市長	
25	(沿岸市町等)	堺市	市長	
26		高石市	市長	
27		泉大津市	市長	
28		忠岡町	町長	
29		貝塚市	市長	
30		田尻町	町長	
31		泉南市	市長	

32	委員	阪南市	市長	
33	(沿岸市町等)	岬町	町長	
34	続き	大阪府市長会	会長	
—		大阪府町村長会	会長	
35	委員	大阪府警察本部	本部長	
36	(警備)	大阪海上保安監部	監部長	
37		関西空港海上保安航空基地	基地長	
38	監事	大阪府	会計管理者	
39		岸和田市	会計管理者	
40		泉佐野市	会計管理者	
41	顧問	大阪府議会	議長	
42		大阪府議会環境産業労働常任委員会	委員長	
43		岸和田市議会	議長	
44		泉佐野市議会	議長	
45	参与	(株)朝日新聞社大阪本社	取締役 (大阪本社代表)	
46		読売新聞大阪本社	代表取締役社長	
47		(株)毎日新聞社大阪本社	執行役員 大阪本社代表	
48		(株)産業経済新聞社	常務執行役員 大阪代表	
49		(株)日刊工業新聞社西日本支社	支社長	
50		日本放送協会NHK大阪放送局	局長	
51		(一社)共同通信社大阪支社	支社長	
52		(株)時事通信社大阪支社	支社長	
53		(株)日本経済新聞社大阪本社	常務執行役員 大阪本社代表	
54		(株)ラジオ大阪	代表取締役社長	
55		(株)毎日放送	代表取締役社長	
56		朝日放送テレビ(株)	代表取締役社長	
57		関西テレビ放送(株)	代表取締役社長	
58		読売テレビ放送(株)	代表取締役社長	
59		テレビ大阪(株)	代表取締役社長	